公　示　送　達　書

御前崎市告示第 179 号

令和 8 年 10 月 22 日

静岡県御前崎市長　下村 勝

下記のとおり、送達すべき書類を当役所に保管してありますから、来庁のうえ、受領して下さい。

記

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類の名称	備考
土屋 三千夫	令和8年度　市県民税　第2期　督促状	所在不明

注意 ： 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項により、上記の日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。